

平成19年3月20日  
訓令甲第11号

## 東松島市ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東松島市広告掲載要綱（平成19年東松島市訓令甲第4号。以下「広告掲載要綱」という。）第9条の規定に基づき、東松島市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 東松島市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類及び内容)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、広告の内容は、広告掲載要綱第5条の規定に該当しないものとする。

### (広告の規格及び掲載位置並びに枠数)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦50ピクセル、横130ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG及びテキスト
- (3) 容量 4KB以内
- (4) 画像 静止画

2 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページのうちから、市長が指定するものとする。

3 広告の掲載枠数は、24枠とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。

2 前項に規定する掲載可能期間は、年度内において最長12月とする。

3 広告掲載の始期及び終期は、別途市長が定める日とする。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠あたり月額5,000円とする。

2 前項で規定する金額は、同月内における掲載日数の多少に関係なく一律の金額とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市ホームページへの広告掲載希望者は、広告を掲載したい月の前々月末日（ただし、その日が、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たった場合は、その前日）までにホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により申込むものとする。

(広告掲載の可否決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、東松島市広告審査委員会の審査を経たうえで、広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又はホームページ広告否掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載希望者が第4条第3項に規定する枠数を超えるときは、市内に事業所等を有する企業及び自営業者を優先し決定する。なお、優先度が同等の場合は掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載が決定した者は、掲載予定分の広告掲載料について、市長が発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 広告掲載決定後において、次の各号の何れかに該当する場合は、市長はホームページ広告掲載取消通知書（様式第4号）により、広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告掲載開始後において、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が第3条の規定に抵触すると判断したとき
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、市長は広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。また、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の中止)

第12条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を中止することができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を中止するときは、広告主はホームページ広告掲載中止届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。
- 3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、中止した日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあつては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

#### （広告内容の変更）

- 第13条 広告主は、広告掲載決定後において、広告の内容を変更しようとする場合は、ホームページ広告掲載内容変更届（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届け出を受理した場合は、広告の変更内容を審査し、その結果をホームページ広告掲載内容変更承認通知書（様式第7号）又はホームページ広告掲載内容変更不承認通知書（様式第8号）により、広告主に通知するものとする。

#### （広告掲載料の返還）

- 第14条 広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を取消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済月額額の総額とする。
  - 3 広告掲載期間内に市長の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。
  - 4 広告主の責めに帰さない理由により市長が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、広告掲載料を返還するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わないものとする。
  - 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。
  - 6 前3項及び第4項の規定により還付する広告掲載料は、その30分の1に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによつて計算して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

#### （広告主の責務）

- 第15条 広告や広告主が指定するリンク先のホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

#### （その他）

- 第16条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年5月1日訓令甲第26号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年3月24日訓令甲第14号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年10月31日訓令甲第54号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年7月31日訓令甲第58号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日訓令甲第70号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年5月6日訓令甲第33号)

この訓令は、公示の日から施行する。